

# 相続登記

不動産の

は



## お済みですか？

### 次代につなぎ 未来につなく 相続登記

不動産の相続登記(いわゆる名義変更)を放置しておくと、下記のような様々な問題が生じることがあります。

トラブルを未然に防ぐためにも早めに相続登記をしましょう。

#### 相続登記をしないと発生する様々な問題

亡くなった叔母名義の土地を放置していたら市役所から適正管理を求める通知が届いた。ほかの相続人の連絡先が分らない。

相続人の一人が重い認知症になってしまい、話し合いができなくなった。

一人で草取りしたり、固定資産税を払うのは大変なので、売却したいが、名義を変えないと売却できない。

面倒なことになる前に！ 面倒なことになってしまったら…  
相続登記に関するご相談はこちらまで

未来につなく相続登記(法務省HP)

[http://www.moj.go.jp/MINJI/minji05\\_00207.html](http://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00207.html)

無料  
相談

電話相談(月～金 14:00～17:00)

**054-289-3704**

※予約制の面談相談を希望する方は  
054-289-3700 の受付まで

静岡地方法務局

静岡県司法書士会